

第 3 章 道路編

第 1 節 道路環境調查業務等積算基準（運用）

第1節 道路環境調査業務等積算基準（運用）

1-1	道路環境調査業務等積算について	3-1
-----	-----------------------	-----

第1節 道路環境調査業務等積算基準（運用）

1-1 道路環境調査業務等積算について

1-1-1 適用範囲

道路事業に係わる環境調査業務等を委託等により実施する場合の調査内容は、「道路環境影響評価の技術手法」に基づく既存資料調査及び現地調査とする。

この場合の積算については、見積り積算を基本とする。なお、大気、騒音、振動調査において、見積徴集する際には、業務等の内「現地調査」に係わる費用は、「測量業務」とする。予測・評価等高度な技術力を要するものに係る費用は、「設計業務」として見積徴集することを基本とする。

※ 入札説明書において、例えば測量業務の場合は、主任技術者に測量以外の土木建設コンサルタントの技術士（建設環境）等の資格も認めることとする等、技術者資格や主たる職種については業務実態に合わせた記載とされたい。

第 2 節 道路交通量調查積算基準（運用）

第2節 道路交通量調査積算基準（運用）

1 - 1	道路交通量調査積算について	3 - 2
-------	---------------------	-------

第2節 道路交通量調査積算基準（運用）

1-1 道路交通量調査業務等積算について

1-1-1 適用範囲

道路交通量調査、交通現況調査業務に適用する

道路交通量調査、交通現況調査（速度調査、起終点調査、交通渋滞調査、駐車場調査）に係わる費用は諸経費を除く全ての項目について見積徴収による積算を基本とし、諸経費率は、「測量業務積算基準」の諸経費率を準用するものとする。

なお、適用する共通仕様書については、交通量調査を主な業務内容とし測量調査等請負契約書での契約を予定している場合は、測量業務共通仕様書を主に、交通分析などの検討を主な業務内容とし、設計業務等委託契約書での契約を予定している場合は、設計業務等共通仕様書を主に適用するなど、業務内容に合わせて対応されたい。

第 4 章 その他

第 1 節 測量業務積算基準（運用）

第1節 測量業務積算基準(運用)

1. 測量調査費の対象業務	4-1
2. 安全費の積算	4-1
3. 公共測量作業規程の精度管理の適用	4-1
4. 技術管理費積算等の運用	4-1
5. 路線測量	4-2
5-1 用地幅杭設置測量	4-2
5-2 線形決定の積算	4-2
5-3 路線・河川測量での間接測量による観測	4-2
6. 基準点測量配点要領	4-3
6-1 測量計画区域の新設基準点数	4-3
6-2 測量計画区域外の新設基準点数	4-4
6-3 新設基準点の積算	4-5
7. 現地測量	4-5
7-1 現地測量の数量計上方法	4-5
8. 三次元点群測量	4-5
8-1 作業計画の数量計上方法	4-5
8-2 機械経費、通信運搬費等、材料費の数量計上方法	4-5

1. 測量調査費の対象業務

測量調査費の対象業務は、国土地理院の測量業務等積算資料を参照されたい。

2. 安全費の積算

参考資料の安全費率の運用は、下記による。（安全費率は人件費、安全標識等である。）

①主として現道上とは、現道延長の占める割合が7割程度以上を言う。

（例）現道拡幅の測量、維持修繕の測量

②その他とは、一部現道上、現道なしをいう。

現道延長分の占める割合	0.4未満が安全費率×0.4
	0.4～0.7未満が安全費率×0.7
	0.7以上が安全費率×1.0

3. 公共測量作業規程の精度管理の適用

積算時において、「地域差による変化率」で「丘陵地」の率を採用した場合は、公共測量作業規程での精度の適用地域は「山地」を適用する。

4. 技術管理費積算等の運用

① 技術管理の内容

受注者に行わせる技術管理の内容は、次のとおりとする。

1) 精度管理

- (1) 業務計画全般について、技術的再検討を行う。
- (2) 測量成果の精度及び品質について、確認のための点検測量を行う。
- (3) 標識の建設状況等の証拠写真撮影及び出来形についての現地再確認を行う。
- (4) 最終成果の総合的な点検及び出来ばえ等についての再確認を行う。
- (5) 測量作業規程に定める精度管理表を各作業別に作成し提出する。
- (6) 測量の計算に使用するプログラムの点検を行う。

2) 測量機器の検定

基準点測量に使用する測量機器は、常数及び機能について測量作業規程に定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けることを原則とし、同機関の発行する検定証明書を成果品に添付して提出する。

3) 測量成果の検定

測量業務のうち、高精度を要するもの又は利用度の高いものについては、測量作業規程に定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けることを原則とし、同機関の発行する検定証明書及び測量成果品検定記録書（品質管理図を含む）を成果品に添付して提出する。

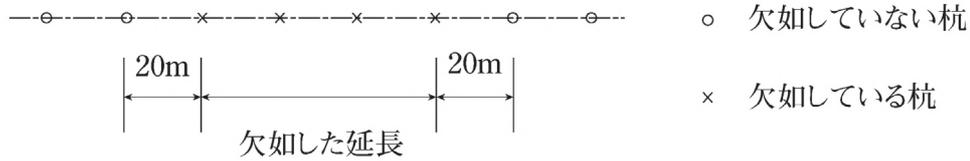
5. 路線測量

5-1 用地幅杭設置測量

用地幅杭設置を別途発注とし実施する場合の積算延長

欠如した延長＋余裕(20m+20m)を計上する。

注) 欠如した延長とは次のとおりとする。



5-2 線形決定の積算

当該測量作業で座標計算を行なったデータに基づいて、中心線測量等の作業を発注する場合は積算しない。

5-3 路線・河川測量での間接測量による観測

1. 縦断（横断測量）は原則として直接水準によるものとする。

2. 「勾配10%以上の傾斜が連続する区間」の選定は次による。

地形図(1/1,000)に示される等高線の比高差と測量距離の比率、又は既存の縦横断面図から読み取った比高差と測量距離の比率

3. 直接水準と間接水準を組み合わせ行う必要がある場合は数量明示するとともに必要に応じて変更精算を行うこと。

6. 基準点測量配点要領

6-1 測量計画区域の新設基準点数

6-1-1 路線測量の新設基準点数

(1) 与点が三等三角点以上の場合

- 1) 1級基準点測量を行った場合は、2級基準点測量は省略する。その場合は算定式により求めた2級基準点数と3級基準点数を合わせて3級基準点測量を行うものとし、4級基準点測量の与点とする。
- 2) 延長が500m以下の場合は、1級基準点測量を2点行い、2級、3級基準点測量を省略し、1級基準点を4級基準点測量の与点とする。

----- < 配点計画上の留意点 > -----

- ① 1級基準点の配点位置は、路線の端部付近に計画するものとする。なお、測量計画区域内に配点が出来ない場合でも新設必要点数は2点とする。
- ② 測量計画区域の近傍に与点がある場合は、さらに経済性を考慮した配点計画を行うものとする。

(2) 与点が四等三角点及び1級基準点の場合

- 1) 1級基準点測量を省略し、算定式より求めた1級基準点の数を2級基準点数に加えて、2級基準点測量を行う。次に3級基準点測量を行い4級基準点測量の与点とする。
- 2) 延長が500m以下の場合は、2級基準点測量を2点行い、3級基準点測量を省略し、2級基準点を4級基準点測量の与点とする。

----- < 配点計画上の留意点 > -----

与点が三等三角点以上の場合で、延長500m以下の場合と同様とする。

ケース別新設点数

基準点名	1 km当り新設点数算定数	新設点数 (積算点数)				備考
		与点が三等三角点以上		与点が四等三角点及び1級基準点		
		延長1 km当りの場合	延長500m以下の場合	延長1 km当りの場合	延長500m以下の場合	
1級基準点	1点	1点	2点	—	—	
2級基準点	1点	—	—	2点	2点	
3級基準点	3点	4点	—	3点	—	
4級基準点	15点	15点	8点	15点	8点	
総新設点数	20点	20点	10点	20点	10点	

注 1. 延長500m以下の場合

$$\text{新設点総数は } \frac{500}{50} = 10 \text{点となる。}$$

6-1-2 河川測量における新設基準点数について

(1) 与点が三等三角点以上の場合

1級基準点測量を行った場合は、2級基準点測量は省略する。その場合は算定式より求めた2級基準点数と3級基準点数を合わせて3級基準点測量を行うものとする。

なお、1級基準点を直接3級基準点の与点とする。

(2) 与点が四等三角点及び1級基準点の場合

1級基準点測量を省略し、算定式より求めた1級基準点数を2級基準点数に加えて2級基準点測量を行い、3級基準点測量の与点とする。

(3) 延長が500m以下の場合

2点の1級基準点測量又は2級基準点測量を行い、3級基準点測量を省略する。

< 配点計画上の留意点 >

- ① 基準点の配点位置は、路線の端部付近に計画するものとする。なお、測量計画区域内に配点が出来ない場合でも新設必要点数は2点とする。
- ② 測量計画区域の近傍に与点がある場合は、さらに経済性を考慮した配点計画を行うものとする。

ケース別新設点数

基準点名	1 km 当り新設点数算定数	新設点数 (積算点数)				備考
		与点が三等三角点以上		与点が四等三角点及び1級基準点		
		延長1 km 当りの場合	延長500m 以下の場合	延長1 km 当りの場合	延長500m 以下の場合	
1級基準点	1 点	1 点	2 点	—	—	
2級基準点	1 点	—	—	2 点	2 点	
3級基準点	3 点	4 点	—	3 点	—	
4級基準点	—	—	—	—	—	
総新設点数	5 点	5 点	2 点	5 点	2 点	

注 1. 河川の左右両岸のうち片岸分の点数とする。

2. 河川測量の場合は、距離標設置測量が3級基準点測量であり、4級基準点測量は不要となる。

3. 当該河川測量区域内で、4級基準点測量が必要な場合は路線測量の方法によるものとする。

6-2 測量計画区域外の新設基準点数

測量計画区域外での1級及び2級基準点測量は、積算歩掛がGPSによる作業方式を標準としているため必要ない。また、3級及び4級基準点測量も原則的に必要はないが、測量計画区域の規模等からやむを得ず測量計画区域外に3級基準点測量か4級基準点測量が必要となるか、また、その場合の方がより経済的であれば、3級基準点測量又は4級基準点測量を計画区域外でも算定する。

6-3 新設基準点の積算

新設基準点数の算定は、新設基準点の配点計画に基づいて、測量計画区域に各級別に算定した基準点の合計を積算数量とする。

(1) 新設基準点数

- ① 1級基準点測量
- ② 2級基準点測量
- ③ 3級基準点測量
- ④ 4級基準点測量

(2) 地籍図根三角点を使用する場合は、3級基準点以上の精度を有するものに限るものとする。

7. 現地測量

7-1 現地測量の数量計上方法

同一業務で複数個所の現地測量を行う場合、箇所毎で数量を計上し積算するものとする。ただし、箇所が隣接し移動に掛かる時間（人件費）を考慮しなくてもいい場合は隣接する箇所の数量を合計し計上する

例： A箇所=0.01km² B箇所=0.01km² C箇所=0.01km² の場合
数量 0.01km² にて積算し、3箇所計上する。

ただし、A箇所とB箇所が隣接し、移動に掛かる時間（人件費）を考慮しなくてもいい場合は数量 0.02km² と数量 0.01km² で積算する

8. 三次元点群測量

8-1 作業計画の数量計上方法

三次元点群測量における「作業計画」は1業務当りの歩掛のため、同一業務で複数個所の三次元点群測量を行う場合においても「作業計画」は複数回計上しないこと。

8-2 機械経費、通信運搬費等、材料費の数量計上方法

同一業務で複数個所の三次元点群測量を行う場合、箇所毎で数量を計上せず、合計数量を計上し積算するものとする。

例： A箇所=0.01km² B箇所=0.01km² C箇所=0.01km² の場合
数量 0.03km² で積算する。

第 2 節 地質調查積算基準（運用）

第2節 地質調査積算基準（運用）

積算留意事項

1	歩掛適用範囲	4 - 6
2	運搬費・機械運搬費	4 - 6
3	人員輸送	4 - 6
4	現場内小運搬	4 - 6
5	旅費等の積算について	4 - 6
6	電子成果品作成費について	4 - 6
7	国土地盤情報データベースへの地盤情報の検定費用について	4 - 6

積算留意事項

1. 歩掛適用範囲

ボーリング（試錐）等においては、原則として資料整理とりまとめ、断面図等の作成、総合解析とりまとめ、打合せを計上すること。

但し、ダム調査、地すべり調査等の大規模な業務や技術的に高度な業務には、適用しない。

なお、資料整理とりまとめ単価には、電子成果品作成費は含まれていないので別途計上のこと。

2. 運搬費・機械運搬費

トラック運転費は運搬距離に応じ時間単位で積算計上するものとし、運転時間Uは片道所要時間であり、一般道を利用して30km程度、高速道路を利用して60km程度が時間算出の根拠とし、所要時間（U）については、30分未満を切捨て、30分以上を切り上げて、1時間単位で積算する。

3. 人員輸送

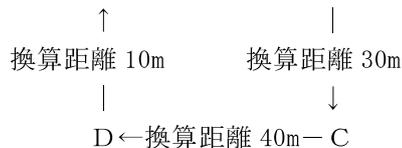
調査地点～宿泊間で人員輸送を必要とする場合、外業に要する日数について往復所要時間を計上するものとする。対象職種は地質調査技師、主任地質調査員、地質調査員とし、1日当りの往復所要時間については、小数第1位（少数第2位四捨五入）まで算出する。この場合運転労務費（ライトバン 1,500cc 定員5名の人件費）は計上しない。

4. 現場内小運搬

(1) 歩掛は換算距離に応じて算出する。

<例>人肩運搬

(積み降ろし・積み込み地点) A ← 換算距離 20m → B



この場合の積算方法は、次のとおりである。

Total (20m+30m+40m+10m)=100m であるから、100m までの費用（市場単価×重量）を計上。

(2) 換算距離 100m 以上については、特装車を優先的に計上する。なお、地形、植生等で特装車が不可能な場合は人肩を計上する。

<例>上記の例で、A-B間が150mの場合の積算方法は、次のとおりである。

A-B間の最長の換算距離は、A-B間の150mであるので、150m>100mより、特装車となり、

Total (150m+30m+40m+10m)=230m であるから、500m までの費用（市場単価×重量）を計上。

(3) モノレール、索道を用いる場合は、原則として人肩を計上しない。

(4) モノレール、索道の設置距離は監督職員と協議の上、必要延長を計上する。

5. 旅費等の積算について

旅費積算の対象職種は地質調査技師、主任地質調査員、地質調査員とする。

6. 電子成果品作成費について

(1) 解析等調査業務の電子成果品作成費については、解析等調査業務における単価に含まれているため、別途計上しない。

(2) 打合せ※を対象とした電子成果品作成費についても別途計上しない。

※打合せとは、業務内で行う全ての打合せを指す。

7. 国土地盤情報データベースへの地盤情報の検定費用について

国土地盤情報データベースへの地盤情報の検定に要する費用は、「一般財団法人国土地盤情報センター」が行う検定内容を踏まえ、検定に要する費用は、同データベースでの運営に必要な実費相当額を上限として設定するボーリング一本当たりの検定費用2,000円を用いて、直接経費に「国土地盤情報データベース検定費」として計上し、諸経费率算定の対象額としない。

第 3 節 その他業務等

第 1 項 水質監視に関する業務

・ 積算基準（水質監視業務）	4-7
・ 積算基準（水質監視分析業務）	4-14
・ 特記仕様書（例）（水質監視業務）	4-16
・ 特記仕様書（例）（水質監視分析業務）	4-18

水質監視業務

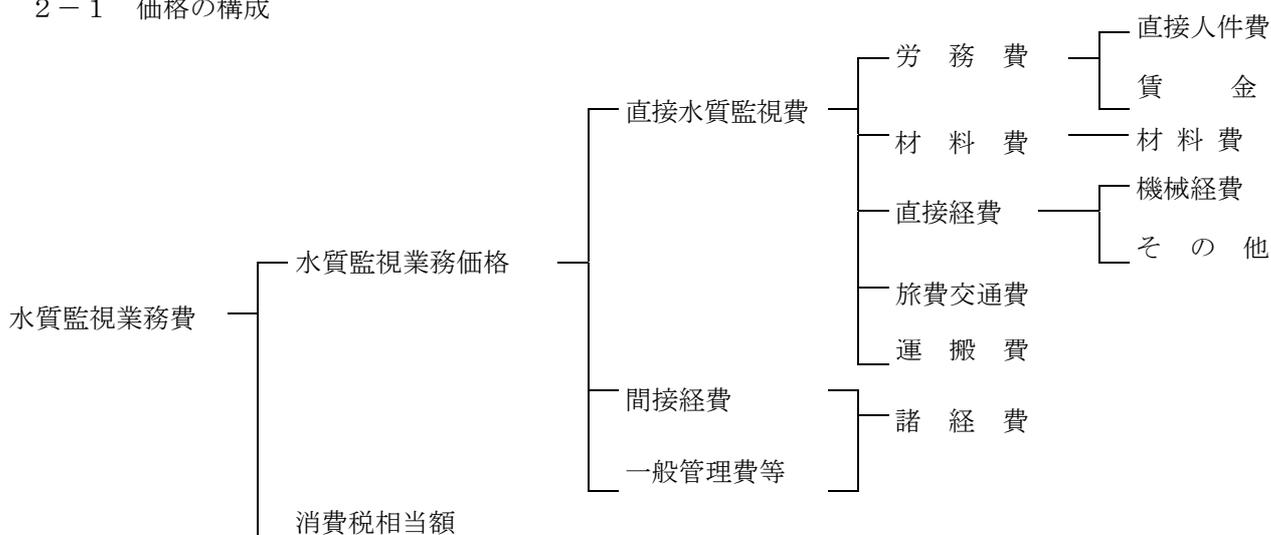
I 水質監視業務積算基準

1. 適用範囲

この積算基準は、静岡県において請負により実施する水質監視業務に適用するものとする。

2. 水質監視業務価格

2-1 価格の構成



2-2 価格構成費目の内容

1. 直接水質監視費

直接水質監視費は、次の項目について計上する。

(1) 労務費

(イ) 直接人件費

当該水質監視に従事する技術員の人件費で、その基準日額は別に定められた「測量業務積算基準」の基準日額により算定するものとする。

(ロ) 賃金

賃金は、当該水質監視を実施するのに要する労務費用である。

(2) 材料費

材料費は、当該水質監視を実施するのに要する材料の費用である。

(3) 直接経費

(イ) 機械経費

当該水質監視を実施するのに要する費用である。その算定は「積算基準及び標準歩掛表（総則）」に基づく。

(ロ) その他

水質監視に係る直接経費のうち、機械経費を除いた必要な経費である。

(4) 旅費・交通費

旅費・交通費は、当該水質監視を実施するのに要する費用である。

その算定は、「設計業務等標準積算基準書及び同(参考資料)」に基づく。

(5) 運搬費

試料等を別途運搬する場合に要する費用である。

2. 間接経費

間接経費は、動力用水光熱費、その他の費目で直接水質監視費で積算された以外の費目とし、一般管理費等と合わせて、諸経費として計上する。

3. 諸費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とするものとする。

3. 水質監視業務価格の積算方式

水質監視業務価格は、次式によって積算する。

$$\begin{aligned} \text{水質監視業務価格} &= (\text{直接水質監視費}) + (\text{間接経費}) + (\text{一般管理費等}) \\ &= (\text{直接水質監視費}) + (\text{諸経費}) \\ &= (\text{直接水質監視費}) \times (1 + \text{諸経费率}) \end{aligned}$$

諸経费率は、「測量業務積算基準」の測量諸経费率を適用する。

II 水質監視業務標準歩掛

1. 計画準備

測量技師、測量技師補各 1 人を標準とする。

作業内容は、水質監視業務全般にわたる計画を作成し、事務所で監督員との打合せを行うもので、打合せの回数は 2 回（当初完了時）程度とする。

また、現地調査が必要な場合は追加計上するものとし、測量技師、測量技師補各 1 人とする。

2. 水質監視業務

2-1 班編成

(1) 橋上採水、徒歩採水作業の場合

測量技師補 1 人（現地測定、指導、運転等）

普通作業員 2 人（器具運搬、採水その他）

を標準とする。

但し採水量、採水状態等実情にあわせて作業員を増減するものとする。また市街地等で交通規制を受けるなど特別の場合は運転手（一般）を計上するものとする。

(2) 船上採水作業の場合

船上採水作業については橋上採水・徒歩採水作業に準ずるほか原則として船夫 1 人を計上するが船の大きさ、採水水深等実情にあわせて計上する。

2-2 水質監視時間

全項目（健康項目等、環境項目、一般項目等）採水の場合、1 箇所 1 回当りの水質監視時間は 30 分を標準とする。

① 採水作業及び薬品処理	15 分
② 準備及び跡片付	10 分
③ その他（天候、水位、水温、気温測定等）	5 分
計	30 分

（注） 1. 水質監視時間の標準は次のとおりとする。

(1) 橋上採水作業の場合

(イ) 歩道が設置されている。

(ロ) 水面までの高さが 5～10m 以下

(ハ) 水深が 2 m 程度以下

(ニ) 流速が 0.5m/s～1.0m/s 程度

(2) 徒歩採水作業の場合

(イ) 水深は 1.0m 程度以下

(ロ) 流速は 0.5m/s 程度

2. 環境項目のみの場合は①の採水作業及び薬品処理を 10 分とする。

3. 現場の実情に応じ±20%の範囲内で運用することを原則とする。

4. 採水場所までの移動時間は含まない。
(但し採水地点までが 100m程度の徒歩は除く)
5. 湖沼、ダム湖等の水深方向及び地下水調査の採水作業には適用しない。

2-3 移動運搬時間

基地から各班毎に設定された採水場所を巡回し、基地に帰るまでの通常、通行すると考えられる順路に従って、自動車走行距離を計測し、走行速度で除して所要時間を求める。

また徒歩、船による移動を含む場合もその距離を走行速度で除して所要時間を求め、走行時間に加えて移動時間とする。

なお、自動車の車種は、1500cc ライトバンを標準とする。

走行速度は次を標準とする。

自動車 30 km/hr (但し、高速道路、市街地、その他で実情にあわない場合は増減してもよい。)

徒歩 4 km/hr

船 実績を考慮して決定する。

- (注) 1. 基地は原則として、最寄りの市役所、または県庁等とするが指名業者の事業所が存在する平均的な地区を考慮してもよい。
2. 自動車の損料は、運転時間損料+供用日当り損料とし、標準状態における運転時間当り換算損料は使わない。

2-4 1班当りの全作業時間

全作業時間は、基地→採水作業→採水作業……採水作業→基地を対象にして次式による。

全作業時間=準備及び跡片付け+採水作業時間+移動運搬時間+その他

- (注) 1. 準備及び跡片付けは 60 分を標準とする。準備とは出発に先立ち作業打合せ、器具の準備点検、跡片付けは器具の点検格納、記録の整理等に要する時間である。
2. その他とは、試料を基地から水質分析所へ運搬し、引き渡すまでの時間である。

3. 運搬作業

運搬作業は、採水作業に含まない作業で、例えば採水日の翌日に別途運搬する場合、湖沼で船のみの採水で運搬を自動車で行う場合等に適用する。

3-1 班編成

測量技師補 (運転、資料の引渡し等)

普通作業員 (積卸し、その他)

各 1 人を標準とする。

3-2 作業時間等

作業時間等は 2-2 の採水作業に準じて計上するものとする。

4. その他

4-1 旅費の積算・職種の計上方法

測量技師、測量技師補について計上する。

4-2 夜間単価（時間外）の計上方法

原則として交替制を考慮しないものとし、時間外作業に対する積算は次のとおりとする。

次の積算により超過勤務（時間外）単価を計算し基準日額に加えるものとする。

なお、休憩時間は拘束時間が12時間以下の場合は1時間、12時間を超え24時間以下の場合
は2時間を標準とする。

(1) 17時～22時及び5時～8時

1時間当りの単価＝基準日額/8×構成比×125/100

(2) 22時～5時

1時間当りの単価＝基準日額/8×構成比×150/100

4-3 連続採水の場合、最終回採水後の残時間の取扱い方法

連続採水の最終回が完了し、試料を目的地まで運搬して基地に帰り、跡片付けを完了する
までの累計時間を計上するものとし、24時間にはこだわらない。

4-4 現地作業の薬品費、冷却材料費及び採水器具費の計上方法

(1) 支給または貸与の場合

支給または貸与の場合は計上しないものとする。

但し、雑品として消耗品等直接人件費の1%以内を計上する。

(2) 請負者持ちの場合

薬品代及び器具の損料は標準としては直接人件費の3%以内を計上する。ただし連続採
水の場合は1.5%以内を計上するものとする。

(3) 冷却材料の計上

4-4 (1)、(2)における冷却材料は必要に応じて計上するものとし、ドライアイス2
kg/回とする。

Ⅲ 水質監視業務積算基準及び標準歩掛の運用

1. 運用方針

水質監視業務の積算にあたっては、「Ⅰ 水質監視業務積算基準」及び「Ⅱ 水質監視業務標準歩掛」に基づくことを原則とするが、これにより難しい場合は別途考慮されたい。

1-1 計画準備

(1) 計画準備の作業内容は全般的な計画を作成し監督職員に説明を行うもので、打合せ回数、計画打合せに要する時間等が明らかであればそれに応じた歩掛りを採用する。

また、打合せ等に要する旅費、交通費は別途計上する。

(2) 現地調査が必要な場合は計画準備と同種の人数を計上する。それに要する旅費、交通費は別途計上する。

1-2 水質監視業務

(1) 水質監視業務における自動車運転は測量技師補が兼務するが、交通事情によって同技師補に過重がかかるようであれば運転手（一般）を計上する。

(2) 採水量、採水状態（例えば水深の非常に浅い場合、積雪地、氷結している場合等）により普通作業員を増減するものとする。また、流量観測業務と同時に実施する場合も同様な扱いとする。

(3) 移動運搬における自動車の車種については積載量の多少により 1500 cc ライトバンにかえて必要車種を計上する。

(4) 採水時間は現場の実情にあわせ運用巾を適宜考慮する。特殊な場合は±20%の範囲には特にはこだわらない。

1-3 運搬作業

(1) 試料の翌日運搬であって、運搬のみの単純作業でもありと考えられるが、運搬途上における試料保存の確認、採水時の状況説明、分析機関への確実な引渡し等、技術者的な説明を必要とする場合があるので測量技師補 1 人を計上する。

(2) 試料数の多少により普通作業員は増減できるものとする。

1-4 その他

(1) 本歩掛の時間外の扱いは原則として交替制を考慮しないものである。

洪水流観の場合のように何日間も現地観測を行うことはまれであり、連続調査の場合でも24時間位が普通であるため交替制としない。

(2) 連続調査の場合、次回の採水時間まで空白の時間が考えられるが、拘束時間として取扱うものとする。

(3) 4-2、夜間単価の計上方法において夜間から調査を開始する場合等特殊な事情によるものは、実情にあわせて計上するものとする。

2. 諸経費の算定

諸経費の算定にあたっては、採水作業とそれ以外の作業（同一の諸経費率を使用の作業）が同一設計計上されている場合、それぞれの作業の直接費の合計額に対応した諸経費を計上するものとする。

水質監視分析業務

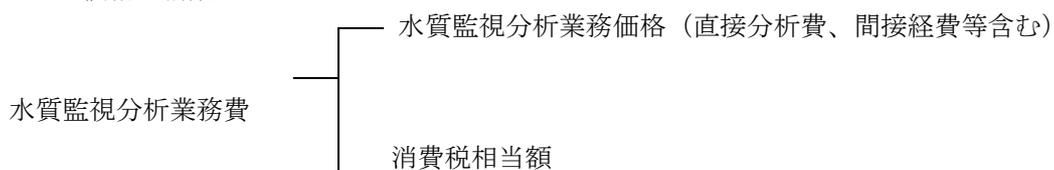
I 水質監視分析業務積算基準

1. 適用範囲

この積算基準は、静岡県において、請負により実施する水質監視分析業務に適用するものとする。

2. 水質監視分析業務価格

2-1 価格の構成



※試料は持込みとする。（採水・運搬費用は含まない。）

2-2 価格構成費目の内容

水質監視分析業務価格は各分析項目ごとに、次の項目を含めた内容の見積単価とする。

(1) 試料ビン費

試料ビン及び試料ビン洗浄の費用である。

(2) 薬品費

当該水質監視分析に用いる薬品の費用である。

(3) 材料費

当該水質監視分析を実施するのに要する材料の費用である。

(4) 分析管理費

分析管理費は、水質監視分析による結果の計量証明書に加え、数値計算書・記録紙などの基礎データを添付整理し提出するために要する費用である。

(5) その他経費

(1)～(4)の他、当該水質監視分析業務を実施するのに要する直接経費、一般管理費を含めた間接経費を計上するものとする。

【注意】「物価資料」掲載単価について

「物価資料」に一部項目の水質分析料金が掲載されているが、これらには(1)、(4)の一部が含まれていないので、見積単価とする。

(6) 消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とするものとする。

3. 水質監視分析業務費の積算方式

水質監視分析業務費は、次式によって積算する。

$$\text{水質監視分析業務費} = \text{水質監視分析価格} + \text{消費税相当額}$$

※一般管理費など諸経費は水質監視分析価格（見積）に含まれるものとする。

水質監視業務特記仕様書（例）

第1条 適用範囲

1. この共通仕様書は、〇〇事務所の委託する「令和〇年度 〇〇水質監視業務」（以下「業務」という。）に適用する。
2. 現場説明書（現場説明書に対する質問回答書を含む。）、特記仕様書及び共通仕様書は相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は契約の履行を拘束する。

第2条 業務実施計画書

受注者は、下記の項目について記載した業務実施計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

- (1) 業務の内容、実施項目
- (2) 業務の実施体制
- (3) 業務の実施方法
- (4) 連絡方法、連絡体制
- (5) その他

第3条 業務実施報告書

受注者は、別に定める様式により、次に掲げる事項を記入した、水質監視報告書を作成し、発注者に月毎にとりまとめて提出するものとする。

1. 実施した業務の内容
2. その他必要事項

第4条 業務の実施

1. 受注者は、契約書、設計図書に基づき発注者と協議し、誠実かつ正確に実施しなければならない。
2. 本業務は、「改訂新版 建設省河川砂防技術基準（案）調査編第16章」及び「水質採水作業実施要領（案）採水編」に準拠し実施するものとする。
3. 業務実施に先立って周辺の交通状況、河川状況等を充分把握し実施しなければならない。

第5条 業務の確認

水質監視実施にあたっては、発注者の立会のもとに実施することを原則とする。

第6条 業務管理

1. 受注者は、業務実施にあたり関係法規を遵守し常に善良なる管理を行わなければ

ならない。

2. 受注者は、水質監視を実施するにあたり水陸交通の妨害、又は、公衆に迷惑をおよぼさないように務めなければならない。

第7条 試料の保管及び引渡し

1. 採水された試料については、定められた方法により善良なる保管を行わなければならない。
2. 分析機関への引渡しにあたっては、採水時の状況が説明できるよう記録しておくなければならない。

第8条以下省略（通常業務に準じた条項を記載のこと）

水質監視分析業務特記仕様書（例）

第1条 適用範囲

1. この共通仕様書は、〇〇事務所の委託する「令和〇年度 〇〇水質監視分析業務」（以下「業務」という。）に適用する。
2. 現場説明書（現場説明書に対する質問回答書を含む。）、特記仕様書及び共通仕様書は相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は契約の履行を拘束する。

第2条 業務実施計画書

受注者は、下記の項目について記載した業務実施計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

- (1) 業務の内容、実施項目
- (2) 業務の実施体制
- (3) 業務の実施方法
- (4) 連絡方法、連絡体制
- (5) その他

第3条 業務実施報告書

受注者は、別に定める様式により、次に掲げる事項を記入した、水質監視分析報告書を作成し、発注者に月毎にとりまとめて提出するものとする。

1. 実施した業務の内容
2. その他必要事項

第4条 業務の実施

1. 受注者は、契約書、設計図書に基づき発注者と協議し、誠実かつ正確に実施しなければならない
2. 本業務は、水質汚濁に係る環境基準で定められた分析方法及び排水基準を定める総理府令に定める方法、JISK0102 工場排水試験方法、JISK0101 工場用水試験方法、上水試験方法等指定した分析方法により行うものとする。

第5条 業務管理

1. 受注者は、業務実施にあたり関係法規を遵守し常に善良なる管理を行わなければならない。
2. 受注者は、水質分析操作中、安全に留意しなければならない。

第6条 水質異常などの緊急処置

水質分析結果については採水日から20日以内に発注者まで報告するものとする。ただし、水質異常などの緊急時には暫定値等が判明次第、発注者まで至急報告し、その指示に従わなければならない。また、全ての項目について、環境基準値を超過した場合は、速やかに発注者に報告すると同時に、同一試料による繰り返し確認試験を行うこと。繰り返し確認試験でも異常値が検出された場合は、異常値に対する考察を加え報告すること。その際、発注者の指示により再分析を行う場合もある。

第7条以下省略（通常業務に準じた条項を記載のこと）

